基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月十四日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十一月二十九日

東京都大田区蒲田五丁目二四番二号

株式会社カインズ

代表取締役　野口　正一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十一月二十九日

東京都中央区築地四丁目一番一号

株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役　宮下　幸治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月二十九日

新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢二五二一番地

一本杉スキー場施設株式会社

代表取締役　塙　恵一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である多田精宏が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月二十九日

東京都世田谷区経堂二丁目二四番四号

ジェイキーチ・インク

日本における代表者　多田　精宏

限定承認公告

本籍東京都文京区本郷四丁目三六番地、最後の住所東京都江東区大島一丁目一五番五号ひかりコーポ三〇二　被相続人　亡　福田　貴子

右被相続人は平成二十八年八月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

東京都文京区白山一丁目二八番一〇号

限定承認者　福田　典久

限定承認公告

本籍千葉県山武郡九十九里町片貝三〇九一番地一、最後の住所千葉県八千代市八千代台北四丁目二番地六　被相続人　亡　古川　卓

右被相続人は平成二十八年六月二十一日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月十四日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

東京都国分寺市光町二丁目一一番地一四

限定承認者　戸田　和子

限定承認公告

本籍横浜市神奈川区白幡南町三三番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市緑が浜九番一五―一〇五号ランドステージ茅ヶ崎オーシャンビュー　被相続人　亡　會澤　一雄

右被相続人は推定平成二十八年九月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月十五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

東京都文京区大塚三丁目一番六号ラ・トゥール小石川２Ｂ　Ｓ＆Ｎパートナーズ法律会計事務所

相続財産管理人會澤圭介

代理人弁護士　伊藤　厚志

限定承認公告

本籍新潟県柏崎市西山町鎌田一七〇二番地一、最後の住所静岡県沼津市上香貫三貫地一二四六番地の一　被相続人　亡　菊入　昌子

右被相続人は平成二十八年七月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月二日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

静岡県沼津市上香貫三貫地一二四六番地の一　サンパティークＷ一〇二号室

相続財産管理人　菊入　香純

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市長田区前原町一丁目二六番地、最後の住所大阪府豊中市服部豊町二―一二―二〇　被相続人　亡　中上　俊保

右被相続人は平成二十八年十月三日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日死亡

大阪市中央区備後町一丁目四番一〇号マクステルハウス二階二〇一号

相続財産管理人中上貴美子

代理人弁護士　得津　正燦

重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第十九条の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という）及びこれを要約した書類（以下「評価書要約書」という）を作成しましたので同条例第二十一条の規定に基づき、以下のとおり公告します。

一、事業者の氏名及び住所

名称　株式会社南都興産

代表者の氏名　谷　マリ子

主たる事務所の所在地

奈良県御所市大字蛇穴四〇六番地の一

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　重阪最終処分場拡張事業

種類　産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業

規模　十二．八ｈａ

三、対象事業実施区域

奈良県御所市大字重阪三二九番地他五十二筆

四、関係地域の範囲

奈良県御所市、五條市、吉野郡大淀町

五、評価書及び評価書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課、奈良県御所市クリーンセンター環境政策課、奈良県五條市生活環境課、奈良県吉野郡大淀町役場環境整備課、株式会社南都興産本社内受付

平成二十八年十一月二十九日（火）から平成二十八年十二月二十八日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前九時から午後五時

（会場によっては異なる場合があります。）

縦覧期間中は、左記のウェブサイトにて本評価書及び評価書要約書をご覧いただけます。

http://www.nanto.co.jp

平成二十八年十一月二十九日

奈良県御所市大字蛇穴四〇六番地の一

株式会社南都興産

代表取締役　谷　マリ子

正　誤

平成二十八年一月二十日（号外第十二号）国土交通省告示第二百二十八号（装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一八ページ六行目の次に次を加える。

別表中

ページ	段	行	誤	正
一八七	下	終りから九	及び第75条の2第3項	及び法第75条の2第3項
〃	〃	八	第75条の3第3項	法第75条の3第3項

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十九日付第二六三号六四ページ●同日付政府調達第二二三号二四ページ

●十月四日付衆会第四号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）